

静岡県告示第623号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年9月16日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

家山F 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
島田市		川根町家山		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
			道下	1050－2 1号
			越地坂	1021－11 2号
			〃	1021－3 3号
			堂ノ上	1022－12 4号
			〃	1022－5 5号
			清水沢	1016 6号
			坂下	1023－8 7号
			〃	1023－4 8号
			〃	1023－9 9号
			〃	1047－1 10号
			道下	1049－1 11号
			坂下	1048－8 12号
			道下	1050－1 13号